

平成 19 年 度

老人医療事業年報

 厚生労働省保険局

平成 19 年 度

老人医療事業年報

 厚生労働省保険局

ま え が き

老人保健法は、昭和 58 年 2 月に、国民の自助と連帯の精神に立って、疾病予防や健康づくりを含む総合的な老人保健医療対策を推進するとともに、老人医療費を国民が皆で公平に負担することを目的として施行された。

その後も、昭和 61 年の老人保健施設療養費の創設、平成 3 年の老人訪問看護療養費の創設や介護に着目した公費負担割合の拡大といった制度の充実が図られ、高齢者の保健の向上と福祉の推進に大きな役割を果たしてきた。また、平成 12 年度からは新たに介護保険制度が施行されるといった重要な改革が行われている。

しかしながら、近年の厳しい経済環境、人口高齢化の進展に伴う老人医療費の増加などの構造的な要因を背景に、老人保健制度を支える医療保険各制度の財政は急速に悪化している。このような状況の下、平成 18 年度には、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、医療制度改革が行われ、平成 20 年度から、老人保健制度を発展的に継承した新たな長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が創設されたところである。

本年報は、老人保健事業のうち、老人医療に係る事業について平成 19 年度の実績をまとめたものである。

老人医療に関係する各位がこの年報を大いに活用されることを期待する。

平成 21 年 7 月

厚生労働省保険局長

外 口 崇

目 次

まえがき

1	老人医療受給対象者の状況	1
2	老人医療費の状況	3
(1)	概況	3
(2)	診療費の状況	9
(3)	老人保健施設療養及び老人訪問看護の状況	20
(4)	医療費の支給の状況	21
(5)	一部負担金等の状況	21
3	老人医療費、老人医療受給対象者数等の推移（旧制度分を含む）	23
4	老人医療費の負担の状況	25
	統計表	35
	（参考）老人医療受給対象者の受診の動向（平成20年3月）	240

統 計 表

第1表 都道府県別老人医療費の状況	38
(1) 老人医療費の状況	38
(2) 老人診療費の状況	40
(3) 老人診療諸率の状況	42
(4) 薬剤の支給の状況	45
(5) 入院時食事療養費・入院時生活療養費の状況	46
(6) 老人訪問看護の状況	47
(7) 医療費の支給等の状況	48
(8) 一部負担金、標準負担額及び基本利用料の状況	49
第1表 都道府県別老人医療費の状況（再掲 一定以上所得者）	51
第1表 都道府県別老人医療費の状況（再掲 一定以上所得者以外）	64
第2表 都道府県別老人医療受給対象者の状況	77
(1) 老人医療受給対象者数の対人口割合（推計）	77
(2) 老人診療受給対象者の医療保険加入状況（平成19年度）	78
第3表 老人医療費の制度別年次別推移（昭和58～平成19年度）	79
(1) 制度合計	79
(2) 被用者保険計	86
(3) 政府管掌健康保険（一般被保険者）	93
(4) 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）	100
(5) 組合管掌健康保険	107
(6) 船員保険	114
(7) 共済組合	121
(8) 国民健康保険計	128
(9) 国民健康保険（市町村）	135
(10) 国民健康保険（国民健康保険組合）	142
第4表 老人医療費の制度別月次別推移	149
(1) 制度合計	149
(2) 被用者保険計	156
(3) 政府管掌健康保険（一般被保険者）	163
(4) 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）	170
(5) 組合管掌健康保険	177
(6) 船員保険	184
(7) 共済組合	191
(8) 国民健康保険計	198
(9) 国民健康保険（市町村）	205
(10) 国民健康保険（国民健康保険組合）	212
第5表 制度別老人医療費の状況	219
(1) 老人医療費の状況	219
(2) 老人診療費の状況	220
(3) 老人診療諸率の状況	221
(4) 薬剤の支給の状況	222
(5) 入院時食事療養費・入院時生活療養費の状況	223
(6) 老人訪問看護の状況	223
(7) 医療費の支給等の状況	224
(8) 一部負担金、標準負担額及び基本利用料の状況	225
第5表 制度別老人医療費の状況（再掲 一定以上所得者）	226
第5表 制度別老人医療費の状況（再掲 一定以上所得者以外）	233
（参考）老人医療受給対象者の受診の動向（平成20年3月）	240

例 言

- 1 この年報は、老人保健事業のうち、老人医療事業について平成 19 年度における状況を収録したものである。
- 2 この年報は、市町村からの老人医療実施状況報告及び保険者別医療費通知等に基づいて編集したものである。
- 3 統計表の数値を利用する際、以下の諸点に留意されたい。
 - (1) 年度とは当該年の 3 月から翌年の 2 月までの期間をいう。
 - (2) 用語の定義は次のとおりである。
 - ① 受診率（100 人当たり件数）
 - ア 当該月の受診率は、当該月の診療件数を当該月末現在の老人医療受給対象者数で除して 100 倍したものである。
 - イ 当該年度の受診率は、当該年度の診療件数を、当該年度の各月末の老人医療受給対象者数の和を 12 で除したもので、除して 100 倍したものである。
 - ② 1 件当たり日数
当該月又は当該年度の 1 件当たり日数は、当該月又は当該年度の診療実日数を診療件数で除したものである。
 - ③ 1 日当たり診療費
当該月又は当該年度の 1 日当たり診療費は、当該月又は当該年度の診療費を診療実日数で除したものである。
 - ④ 1 人当たり診療費
 - ア 当該月の 1 人当たり診療費は、当該月の診療費を当該月末現在の老人医療受給対象者数で除したものである。
 - イ 当該年度の 1 人当たり診療費は、当該年度の診療費を、当該年度の各月末の老人医療受給対象者数の和を 12 で除したもので、除したものである。
 - ⑤ 1 件当たり診療費
当該年度の 1 件当たり診療費は、当該年度の診療費を診療件数で除したものである。
 - ⑥ 1 人当たり日数
 - ア 当該月の 1 人当たり日数は、当該月の診療実日数を当該月末現在の老人医療受給対象者数で除したものである。
 - イ 当該年度の 1 人当たり日数は、当該年度の診療実日数を、当該年度の各月末の老人医療受給対象者数の和を 12 で除したもので、除したものである。

(3) 統計表第4表「老人医療費の制度別月次別推移」の月毎の状況は次により計上してある。

ア 診療費、薬剤の支給、食事療養・生活療養、老人保健施設療養、老人訪問看護

保険者別医療費通知の当該月分として報告された診療費、薬剤の支給、食事療養・生活療養、老人保健施設療養及び老人訪問看護の状況である。

イ 医療費の支給等

当該月の翌月の支給決定分として保険者別医療費通知により報告された医療費の支給の状況である。

(4) 統計表各表における費用額は、医療の給付に要する費用と一部負担金等の合計である。

(5) 本文中に用いた制度名の略称の意味は次のとおりである。

・被用者保険

政 管…政府管掌健康保険

組 合…組合管掌健康保険

船 保…船員保険

共 済…共済組合

政管一般…政府管掌健康保険（一般被保険者）

3条2項…政府管掌健康保険（健康保険法第3条第2項の規定による被保険者）

なお、昭和59年9月までは政管一般は政管、3条2項は日雇健康保険であって、その性格及び従来との比較を容易にするため、3条2項に関しては別掲とする。（すなわち、平成14年9月までは健康保険法第69条の7の規定による被保険者に関して別掲としている。）

・国民健康保険

市 町 村…国民健康保険（市町村）

組 合…国民健康保険（国民健康保険組合）

(6) 「65歳以上75歳未満の障害認定者」とは、平成14年9月以前は「65歳以上70歳未満の障害認定者」であり、平成14年10月以降は老人保健法（以降、「法」という。）第25条第1項第2号の規定による者である。

(7) 「一定以上所得者」及び「一定以上所得者以外」とは、それぞれ法第28条第1項第2号及び第1号の規定が適用される者である。

(8) 統計表において、合計項目の計数が各構成項目の合計値と一致しない場合があるが、これは端数処理（四捨五入）によるものである。

(9) 上記以外の事柄に関しては、各統計表に附記した注記に留意されたい。

注：老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置（以降、薬剤臨時特例措置という。）が平成11年7月1日から平成12年12月31日まで実施され、老人の薬剤一部負担金は患者本人に代わり国が支払うこととされていたが、この分も薬剤一部負担金として計上している。

表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	•
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
計数が表章単位の1/2未満、又は比率が微小の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	-